## 会 議 記 録

| 会議名称  | 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(30年度第1回)   |
|-------|---|
| 日 時   | 平成 30 年 8 月 23 日 (木) 午前 10 時 00 分~午前 11 時 21 分  |
| 場所    | 中棟4階 第2委員会室   |
| 出席委員  | 遠藤雅晴、秋山とよ、大和田劭、松見光、福川康、小林三郎、<br>鹿野修二、明石文子、弓谷妙子(以上敬称略)   |
| 欠席委員  | 山田滉、高橋博、秋山成子(以上敬称略)   |
| 区側出席者 | 保健福祉部管理課長、危機管理室防災課長、区民生活部地域課長、障<br>害者生活支援課長   |
| 会議次第  | 1 部会長あいさつ 2 委員自己紹介 3 議題 (1)今年度の課題・進め方について (2)要配慮者の避難生活支援について 4 その他  |
| 資 料   | ○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿<br>資料1 平成30年度災害時要配慮者対策連絡協議会検討の課題<br>資料2 災害時要配慮者対策連絡協議会検討日程(案)<br>資料3 要配慮者の避難生活支援について<br>○災害時要配慮者の支援のための行動指針 平成29年6月<br>○障がいのある人たちのための防災&支援ガイドブック |

座長

皆さん、おはようございます。本当に暑い中、今日は災害時要配慮者対 策連絡協議会の第一部会のほうにご出席いただきまして、まことにありが とうございます。

開会に先立ってご挨拶させていただきますが、6月18日に大阪で直下型の地震がありました。6月18日の月曜日ですけども、7時58分に地震がありまして、そのときにいろいろな被害が発生して、出勤時ということで、その年代の男性も女性も地域にはいないという中で、災害時の要配慮者の方々がどういうふうに地域で対応されたのかなということをニュースで、あるいは新聞で、関心を持ちながら見ておりました。エレベーターに閉じ込められた人がたくさんいたとかいろいろあったんですけども、障害者の方にどう対応したかとか、いろいろ、問題点が浮き彫りになった。

特に、小学校4年生の女の子が学校のプールの壁が倒れて亡くなったということで、まちを歩いていますと、このブロック塀は危ないなというのが結構あります。特に、路地のようなところに、結構そういうブロック塀が散見されまして、避難するときなど非常に危険なのではないかなと、そういうことを思いながらこの夏を過ごしておりましたところ、7月に西日本で豪雨があって、もう、これ、大変な状況で、200人以上の方が亡くなるということで。しかも、いろいろ、ニュースを見ていますと、高齢者とか比較的災害時要配慮者の方が亡くなっているという、そういった状況がこれまた浮き彫りになっているということで、やはり我々この災害時要配慮者の対策をずっと何年もやっているわけですけども、そういう中でやはりそういった大阪の地震の例であるとか、西日本の豪雨の被害の中で災害時の要配慮者の方々がどういう生活を今しているのかとか、よく関心を持ちながら我々も他山の石として十分生かしていかなければいけない、教訓としていかなければいけないのではないかなと、つくづくこの夏、感じております。

それにしても暑い夏ですので、皆さんにも健康に留意しながら過ごしていただきたいと思いますが、きょうは新しい委員の方が何人かいらっしゃるようですので、改めてここで自己紹介をお願いしたいと思います。

委員

はい。皆さんおはようございます。防災市民組織連絡協議会の会長がちょっと体調不良ということで、私が後任になりました。どうぞよろしくお願いします。

委員

おはようございます。杉町連会長の秋山です。よろしくお願いいたします。

委員

すだちの里すぎなみの松見と申します。福祉救援所として、出席させて もらっております。よろしくお願いいたします。

委員

ケア24和田の弓谷と申します。高齢者の相談窓口をやっております。よろしくお願いします。

委員

民生児童委員協議会の福川です。よろしくお願いします。

委員 天沼小学校震災救援所の鹿野です。よろしくお願いします。

委員 馬橋小学校の震災救援所、明石でございます。どうぞよろしくお願いい

たします。

保健福祉部管理課

長

続きまして幹事のほうですけども、副座長をやっております管理課長の 井上です。防災課も地域課もやったんで、この会は本当によく出ています けれども、引き続きよろしくお願いします。

防災課長 危機管理室防災課長、この4月からなりました、佐藤と申します。よろ

しくお願いいたします。

地域課長の堀川です。引き続きよろしくお願いいたします。

障害者生活支援課長 障害者生活支援課長の諸角です。よろしくお願いいたします。

事務局 この7月1日から保健福祉部管理課地域福祉推進担当係長になりました、

開と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく保健福祉部管理課、坂本といいます。よろしくお願いします。

防災課 危機管理室防災課の田村と申します。引き続きよろしくお願いします。

健康推進課 この4月1日、杉並保健所健康推進課に参りました小柴と申します。どう

ぞよろしくお願いいたします。

障害者生活支援課管理係長の今井と申します。よろしくお願いいたしま

す。

杉並福祉事務所 杉並福祉事務所高井戸事務所で障害を担当しております石原です。よろ

しくお願いします。

座長よろしくお願いします。

事務局のほうの新しい方も含めた自己紹介をしていただきました。

それでは、資料に基づいて、きょうの会議の内容を確認したいと思いま

すので、まずは資料の確認からよろしく。

事務局
それでは、事務局のほうから、本日配付している資料の確認をさせてい

ただきます。

まず、本日の会に先立ちまして、資料のほうを郵送させていただきました。郵送した資料は、本日の次第と連絡協議会の委員名簿、平成30年4月

1日現在と書いてあるもの。

続いて、A4横の、資料番号1、平成30年度検討の課題。資料番号2、平

成30年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会検討日程。最後に、左上にステープラーどめにされているA4縦の資料、資料番号3、要配慮者の避難生活支援についてとなります。お手元に資料がない場合は事務局のほうにお申しつけいただければ、こちらの控えのほうをお渡ししたいと思いますので、お願いします。

では、続いて、本日席上配付している資料について確認をさせていただきます。

まず連絡協議会の委員名簿なんですけれども、8月22日現在のものを配付させていただきました。

それと、杉並区の防災課のほうで発行している「障がいのある人たちの ための防災&支援ガイドブック」なんですけれども、これのコピー版のほ うですね、こちらのほうを席上配付しております。

続いて、最後に、黄色い冊子、「災害時要配慮者の支援のための行動指針 平成29年6月」と記載されているものです。こちらは昨年度改定をさせていただいたものなんですが、今回新たな項目を、追加を検討したいと思っておりますので、資料として改めて配付させていただいております。

以上が本日配付している資料になります。

事務局からは以上です。

座長

はい。ありがとうございました。

それでは、資料に基づいて議題のほうに進みたいと思いますが、議題の (1)の今年度の課題と進め方について、では、事務局のほうから説明をお 願いします。

事務局

それでは、引き続きまして、事務局のほうから、3、議題について説明 をさせていただきます。まず、(1)今年度の課題・進め方についてです。

平成30年度の検討課題については、資料1のとおりとなっております。 こちらは、本年3月に開催された平成29年度の連絡協議会のほうで内容を お示しして、承認をいただいた検討課題となっております。

第一部会については、今年度、要配慮者の状態に応じた避難生活の支援、それと在宅支援者への支援体制、在宅避難者への支援体制について協議を進めたいと思っております。特に、要配慮者の避難生活支援については、前年度からの引き続きの検討課題となっておりますので、部会のほうで協議を深めて、形にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、本会は第一部会なんですけれども、第二部会のほうでは、民間事業所との連携、あと在宅避難者への支援体制について協議を深めていきたいと思っております。特に、民間事業者との連携については、こちらも昨年度からの引き続きの検討課題となっておりますので、議論を深めて、形をお示ししたいと考えております。

また、両部会共通の検討課題ですが、人的支援体制の確保となっております。こちらも以前からの検討課題というふうになっているんですけれども、人的支援体制の確保、マンパワーの確保に向けては、昨年度も両部会のほうでご検討をいただきました。その中で、協力体制をつくるためには、どういったところと、どういった関係団体と協議を進めていればよい

かというところを検討した結果、通所介護施設と進めるのがよいのではないかという結論に至りました。

通所介護施設事業者連絡会のほうには、協力の打診をさせていただいて、内諾を得られたという状況になっております。今後は、具体的な協力体制の構築に向けて、連絡会の方々と意見交換などを深めて形をつくっていきたいと思っております。

さらに、昨年度、一部紹介をさせていただいたんですけれども、自治体の中には先進的な取り組みをしている自治体があります。例えば、世田谷区、あと松戸市だったと思うんですけれども、そういった新しい取り組みも参考にしながら区独自でできること、関係団体の協力をお願いしながら進めなければならないこと、そういったことを見きわめて形をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

各部会は、本日開催されている第1回目と、例年どおりであれば、年が明けて、1月に第2回目が開催されますので、その検討結果を、3月に開催される連絡協議会、親会のほうに最終確認をさせていただいて、次年度に向けた検討の整理をしていきたいと思っております。

議題の(1)については以上になります。

座長

はい。今、資料に基づいて事務局から説明がありました。何かご質問、 ご意見ありましたら。

大阪の地震あるいは西日本豪雨、こういった直近の災害でそれぞれ、杉 並区役所も応援部隊が現在も行っているんですか。現在はもう帰ってきた んですか。

防災課

清掃の関係で防災課と清掃事務所の職員が行きまして、もう帰ってきております。

座長

行かれたという、ニュースになっていましたのでね、そういう対応はされていると思うけども。そういった中で、実際どういう課題があるのかというようなことは、なかなか、現在進行形なので調査というのは難しいかもしれないけれども、実際に行かれている職員の方もいらっしゃるわけだから、そういった職員の方々が実際にまちで見たことや被災者の現状を、具体的に接して感じられた点、感想なども聞かれて、こういった対策に活用できればいいかなというふうに思いますので、その辺は区役所の中でよろしくお願いしたいと思いますが。何か実際にやっていますかね、そういうことは。

防災課

防災課と清掃事務所に行ったんですけど、一応杉並区の役割としては、 廃棄物処理を主に重点的にやっておりましたので、ちょっと廃棄物関係し か余り見れなかったので、要配慮者のところについては、ちょっと福祉的 な避難所がありましたので、そこだけちょっと視察させていただいて、写 真等を撮ってきましたので、またそれは今後生かしていきたいと思ってい ます。

座長

そうですね、お願いしたいと思います。

古い話で恐縮ですけど、平成16年に新潟県の中越地震というのがありまして、杉並区が防災関係の協力の協定を結んでいる小千谷市が直下型の被害を受けたということで、私、当時、危機管理室長だったものですから、地震の翌朝、区長に行ってこいと言われて、物資を持って行ったんですけれども。

そのときに非常に感じたのは、体育館とかで皆さん被災者が集まっているんですが、やはり地域のコミュニティが非常に強いなということで、それぞれまちの集落の中にある駐車場であるとか、ちょっとした空き地に地域の人たちが集まって煮炊きをしながら、お互いに助け合っているんですね。そういう、地域のコミュニティの中での助け合いみたいなのが、やはり小千谷市の場合は、現在の杉並区と比較して非常に強いので、要配慮者に対する支援、サポートであるとか、あるいは、なかなか体育館に避難していけない人たちに対する支援であるとか、あるいは障害のある方に対する支援であるとか、そういった面での地域のコミュニティの力、いわゆる地域力というか、そういうのが非常に強くて、助け合いが、非常に小さい単位でよくできているなというふうに思いました。もちろん亡くなった方もいて、いろいろ大変な、課題もたくさんあっただろうと思うんですけれども、そういうふうに感じました。

その後、要配慮者の対策がどんどん進んできて、今回、今、説明をしていただいたように、避難生活の支援であるとか在宅避難者への支援体制について、これからまた具体的にいろいろ検討していくということになったわけですけれども。

皆さんから、こう、今、説明を聞いた上で何か、いかがですかね、最近 のいろんな災害を見ながらの感想というかご意見で結構なんですけれど。

委員

東日本のときは私も結構行ったんですよね。ただ、要配慮者に対することについてのボランティア活動はあんまりやったことがなかったので、実感としてわからないんですけれど。

今回、両部会の共通課題の中に、災害ボランティアセンターの機関との連携というふうな話があって、実際、今回の総社市に杉並区と一緒に社協さんが行ったんですよ、4人。メンバーとしては2回に分けて、2人ずつ行かれたということで。ここはボランティアセンターの立ち上げを手伝ったという話なんですよね。だから、まだ話は聞けていないんですけども、ちょっと、メンバーの中に、社協さんが第二部会の座長になっていますけれども、実際に行かれたそのメンバーもこの会議に入ってもらったほうがいいんじゃないかなというように思いました。

座長

なるほど。そういう要望というか意見ですね。

委員

特集としては要配慮者に対する報道とかを時々見かけるんですけれども、実際、現場に行ったときには、そこで直接会えるというのは、ちょっとなかなかないかなという感じはします。

座長

おっしゃるとおり、東日本のときは区役所の職員がかなり行っているんですね。建築の関係の職員なんかは、すぐ現地に行って、ボランティアも

含めていろいろやっていましたので。そういう貴重なご意見をいただきましたので。

いかがでしょうか、今。これからの検討課題も含めて、何か。

委員

私はボランティアでは行ったことがないんですけど、3.11のときに私の息子たちが、興味があって、子供たちを助けに行きたいということで、大阪から電磁調理器を積んだ車を持って、子供たちは毎日同じものを食べているだろうということで、ハンバーガーをつくってあげようということで、気仙沼まで行ったんですね。それで、そのときは高速もただでしたし、いろいろ便利な部分がありまして、帰るときに子供たちに「また来るね」と言って帰ってこようとしたら、「『また来るね』と言って、来てくれた人はいない」と言われたんですね。それで、息子たちも、それじゃあもう一回行こうということで同じ場所にまた行きましたら、子供たちが今度は調理を手伝ってくれたらしいんですね、本当に来てくれたんだということで。

やはり要介護者の支援も大事でしょうけど、子供たちが非常に、お弁当がいつも同じもので、ハンバーガーを持っていってあげたら、むしゃぶりつくように食べてくれたというんですね。ですから、そっちのほうのケアも大変じゃないかと思って。

座長

ありがとうございました。 いかがでしょうか。

委員

そうですね、ちょっとやっぱり、最近心配しているのは、震災救援所、 もともと話題にはなりますけれども、やはりいつも高齢者ばっかりで、今 回の西日本の豪雨を見ていても、やっぱり取り残されていくのは高齢者で すよね。高齢者が高齢者をどう助けるのかということに多分直面するんだ ろうと思うんですよね。

だから、もうちょっと震災救援所の開催をする時間とかを含めて、本当はやっぱり若い人、特に、前々から、僕、個人的には言っているんですけど、やっぱりスマホとかタブレットの使い方をもう少し有効的にできないかなというふうに思っていて。そういうことを含めて、もう少し若い方をどう参加させるのかというのが一番の課題のような気がしています。

座長

スマホとかタブレットは、今も防災対策で活用しているんじゃないですか。それはないですか。

防災課長

スマホとかは、直接は使っているのは、こういうスマホの中に防災のアプリなんかを入れて、「すぎナビ」というようなアプリを入れたりして、そこの中でいろいろな情報とかを共有したりとか、そういうことができるようなシステムというのは整っておりまして、今そんなところを使ってはいるところです。

座長

震災救援所にはその、あれはないんでしたっけ。タブレットのような。

委員

タブレットは多分ないと思います。恐らく学校にあるものを使うか、あとは個人で所有しているものを使うかだと思うんです。今おっしゃっていましたけど、やっぱりSNS、やっぱりツイッターとかフェイスブック等の使い方、使いなれたものをその場で使うほうが多分早いんだろうと思いますね。

座長

情報の格差って、ありますよね。そういった I T機器を活用できる高齢者の方もいるんだけども、なかなか、そう、活用できないというか。

委員

ああ、はい。まあ、自助努力ということもあるんだろうと。

座長

自助努力ね。

委員

そういうものが役に立っていくんだということをやっぱり共有したほうがいいと思うんですよね。もう、年寄りだから使わないんだとか使えないんだというふうに最初から思い込んで使わないのと、やっぱり震災のときは必要なんだという意識だけでも持つのとは随分違うんだろうと思うんですけど。

座長

ありがとうございました。 どうぞ。

保健福祉部管理課長

ちょっと、今のに関連して。

要配慮者に関して、今、学校のパソコンで要配慮者の安否登録ができるようになっていますよね。私も以前都市計画のほうにいたので、開発したのは土木のほうでやっているんですけれども、そこの担当者に聞いたところ、今は学校に戻って入力しないといけないけれども、今言ったようにそれを持っていってその場ですぐ入力できるという仕組みもやることは可能だという話も出ていたので、少しそういうことも考えなくちゃいけないねという話は内部ではしていたところです。

委員

あ、そうですか。はい。

座長

今のお話ですごく大事だなと思うのは、高齢者だからちょっと難しいん じゃないかという、予断と偏見みたいな、そういうのを持たずに、今はも う、介護の現場だって、そういったスマホやタブレットを活用して、でき るだけ、まあ、迅速的確にというか、そういうことができるような時代に なっていますので、それは大事だと思いますよね。

私は前回も、ちょっと話は脱線しますけど、ドローンを使えばいいじゃないかと。わざわざ避難の状況とかまちの状況がどうなっているのかみたいなものを防災課の職員なり区役所の職員が行かなくとも、ドローンの達者な人間を何人か養成してドローンを飛ばせば、今はもう現在進行形でわかるわけだから、そういうことを真剣に考えたほうがいいんじゃないかなというふうに、前もちょっとそういう話をしましたけど、そういうことも多分被災地ではされていると思うので、ぜひ検討していただきたいなと思

います。

委員

先ほど現場に行かれた職員の方のお話がこの場で聞けたらいいと。私も全くそのとおりで、ぜひこの会議でお聞きしたいなというのが一つと。

それから、名簿ですよね、要配慮者の名簿を各震災救援所に保管されていると思うんですが、年2回、差しかえがあります。その後、民生委員協議会に聞いてみますと、震災救援所で、きちんとそれを整理しているところと全くしていないというところがありますね。差しかえても全くやらないと、実際のときには活用できないんじゃないかなと心配しています。

座長

ああ。その差しかえした後のフォローというのは、各震災救援所のしか るべき役割の人がやるという、そういう役割分担になっているんですね。

委員

そうですね。一応、民生委員さんの担当の地域はその民生委員さんがき ちんと差しかえて整理しているんですけれども、聞いてみたら全然してい ないとか、そういうところは結構多いように見受けます。ですから、せっ かく差しかえても、実際のときに使えないと意味ないので、その辺をちょ っと。

座長

でも、関係者の方に、民生委員の先生方に対してということであれば、 それは、別に民生委員の先生方がそういう仕事をしていないというわけで はなくて、やっぱりこれをやらなきゃいけない、これは定期的にやらなき ゃいけないという、区からの、情報提供というか案内というか、それは必 要だと思うんですよね。そういうことはやっていないんですか。新しい名 簿になったら、例えば1カ月以内にというか、あるいは2週間――まあ、 1週間ということはないかもしれないけども、できるだけ速やかに新しい 名簿に更新してくださいということはやっていないんですか。

事務局

差しかえのときにそのような案内をしているところはあるんですけども、やはりその中で、我々の周知がもしかしたら足りない部分もあるのかもしれませんが、民生委員の方の中でも、こう、少し差が出てきてしまっているという部分はあるというふうに聞いております。

座長

ああ、そうですか。民生委員の先生方も非常に忙しいですし、ただ、非常に真面目な方が多いから、だから、そういう意味で、きちんとお願いすれば必ずやってくれると思いますので、そこはちょっとフォローをしたほうがいいと思いますけれど。

委員

学校に保管してある名簿の交換は、事務局のところでやっているわけですよ、年に2回ね。同じ時期ぐらいに、民生委員も名簿を持っていますので、それは、やっぱり年2回、差しかわっているわけです。

ただ、学校に保管している名簿のほかは、地図も入っているんですね。 だから、要配慮者がここにいますという地図もあると。それも区のほうで つくってくれたんですよ、実際の。ただ、そこを見ているかどうかという のは、震災救援所によって違います。 座長

ああ、なるほど。

委員

地図をいきなり見れて、まあ、民生委員が見てわかるんじゃなくて、民生委員が助けに行ったり安否確認に行くわけじゃないですから。行くこともありますけども、全員が行くわけじゃないですから。だから、救援所で集まったボランティアの人に一緒になって班をつくって行ってもらうというその訓練というのはなかなか、一般の人ですからできないかもわかりませんけど、民生委員そのものが地図を見ているかどうかは、救援所によって違うと思うんですよ。

委員

私、井荻中学校の震災救援所をやっているんですけど、そういう情報を 全然もらえないですね。

前にその資料を見せてほしいと言ったら、これは民生委員しか見ちゃいけないんだと言われまして。個人情報だからね。

で、私は個人情報の講習会に出て、それを見れるように資格を取ったんですけど、そういう情報は全然、我々はいただいていないですね。ですから、年に2回差しかえしているというのも、きょう初めて聞きました。

座長

震災救援所によって、ちょっとそういう情報格差のようなものが現実にあるということなので、その辺の現状は、よく把握した上で、しかるべき、こう確認してくださいとか、この時期、ここは必ず更新してくださいとか、そういうことをきめ細かく対応してほしいと思いますけど。いかがでしょうか。今、いろいろ話が出ていますけれども。

委員

いろいろ聞いていますけども、私たち、町会、杉町連としましては、人を派遣するということはできませんので、町会・自治会がちょっと義援金を募っております。それで、その義援金で少しでも役立っていただければいいかなと思いまして、それは行っております。これは、ここのところ毎年西日本が、いろんな、大阪だ、何だって、二、三年続いているんですよね。でも、それを毎年、町会・自治会からちょっと任意で義援金を募って、何か役に立てていただければいいかなと思って、やっております。

座長

ありがとうございます。はい。

委員

すみません、先ほどの名簿の件なんですけど、実際に72時間以内で安否確認をするということになっていますよね。一応スピード感を持ってやらなきゃいけないわけで、それをするには、やっぱり名簿がもとになるかと思うんですよ。民生委員さんは必ず行けるとは限りませんので、来た方に説明をして確認していただくわけですので、そのものがちゃんとできていないと、やっぱり少し時間的にも、うん、できているのとできていないところではやっぱり差が出てくると思いますので、そういう意味で、行政のほうからそういうことをきちんとしてくださいねみたいなことがないように思いましたし……

10

座長

フォローですね。

委員

なくても別にいいみたいなところを感じることがありますので、でも徹底していただいたほうがせっかく大事なところですので。と思いました。

座長

はい。ありがとうございます。いかがですか。今いろいろ出ましたけれどね。

委員

ええ。私としては、やはり第一に、防災市民組織の代表でできているので、ずっと疑問を思っているのは、防災市民組織と震災救援所の体制、二つあるわけですよね、各町会の中で。で、一番大事なのは、初期の1日か2日、長くても3日の間のお互いの役割分担に、それだけの、ここに、共通事項にありましたけども、人員体制がとれるかよと。一応、基本的には、我々は、各町会の防災市民組織は地元の安否確認、火災の発生、そういった自分の確認は早期発見をすることが第一の目的。

ところが、避難する人はその時点で避難してきますよね。そうすると、そこに避難救援所もつくらなくちゃならない。この差をどういう整理をしている――どこもまだ検討していないと思うんですけど、やはりここの差をしっかりやっていかないと、まず一番問題が起きるのかなと。3日も過ぎれば安定しますから、どこもこうもないんですけど、初期だけの問題がどこも整理されていないということが1点と。

で、震災救援所は、私、東田小学校の震災救援所なんですよ。で、ずっと私も区のほうにいて、今言われた個人情報の扱いについて、その当時は 区政情報課の個人情報保護担当をしていたので、難しいという、所属としてはだめという指示をして、いまだそういう格好で来たんですけど、ここ何年かのうちに変わってきております。

で、問題は、私も一緒になって東田小学校の震災救援所を、去年、私の町会は単独でもう12年間くらい、ここ、安否確認を毎年やっているんですよ。台帳を登録させてもらって。そこを民生委員さんが見て、一緒になってやってみたらという話で、実は今年度の11月の訓練にもしかすると震災救援所の、例の台帳を持ち出して、訓練をしてみようかなというふうになっていくんですけど、どうも民生委員さんの動きを見ていると、余りにも登録されている方の情報が、何ていったらいいんですかね、親密感がないから、ぎくしゃくしているんですよね、玄関先で。見ていると。

これに関して、ことしの7月6日にうちだけの単独の防災市民組織の防災会が、同じ個別に安否確認して、そこに消防署がどこからか情報をつかんで来て、一緒に立ち会わせてくれと言ったら、全然違うという話が、消防署が行っても身構えている。ところが、成三町会の防災会の会員さんが行くと、にこにこして、もう、親近感を持って挨拶して対応してくれていると。だから、これがやっぱり十何年やっているからそうなるんだろうけども、そういう問題が1点ありますよね。

それからもう一つは、11月27日、消防署単位に支部がありますよね。私どもはその阿佐谷の本署支部なんですけれども、成田で10町会、阿佐谷で10町会。20町会で毎年震災訓練をやっているんですが、今先ほど言ったとおり、ことしはドローンを使って校庭の上から訓練を見ようじゃないか

と、そういう話で、ほぼまとまりそうな状態なので……

座長

ああ、そうですか。

委員

やはり、これからドローンの活用も必要になってくるのかなと。ただ、 今、規制が非常にうるさいので、いざ発災したときには無理かなという、 その辺の、まず改正がされるだろうと期待しながら、ドローンの活用を考 えておるところです。

以上です。

座長

ありがとうございました。

今おっしゃった初期対応の中で、防災市民組織とそれから震災運営協議会の連絡会との間で、関係というか、そういう訓練の中ということだろうと思うんですけれど、そういう現場で、ちょっと、こう、ぎくしゃくしているような。

委員

じゃないです。要するに、今、個別で、単独ごとに訓練やっているでしょ。震災救援所の訓練と防災市民組織の防災会の訓練がばらばらやっている、これは。基本的にそうですよね。各、訓練しなさいという、防災課から助成金をいただいて、その訓練をしているわけですから。それが、災害というのは、発生するのは同時でしょう。で、避難する人は、もうどうにもならないからすぐ避難する。で、避難救援所に行かれれば、そこで、まず、そっちの体制もとらなくちゃならないし、地元の、火災が発生している、倒壊家屋の中で安否確認もしなくちゃならない。同時の作業が重なっちゃって、人の体制がとれないよと。今の防災、皆さんのところも何十人いるか、私のところ38人の防災の会員がいますけれども、それでも無理だというふうに今言われているので、どうかなと思っているところです。

座長

その辺はちょっと、防災課長、いかがですかね。そういう意見がありますけれども。

防災課長

そういうことがあるということは、認識させていただいています。

確かに、防災市民組織の方と、あと震災救援所にも入られる方も、かなり重なっている方が多うございまして、やはりそれぞれ役割をお持ちになっている中で、重なっているのでどちらをどういうふうに優先していくのかとかというようなところは、やはり課題になるのかなというふうに思っております。

やはりその辺は、こちらとしても整理して考えていく必要があるのかな というふうに認識はしているところですが、今のところすぐにそれを、じ ゃあどうするという形では、ちょっとまだ整理し切れていないのかなと思 いますので、そこは今後もちょっと検討させていただきたいと思います。

座長

今年度の検討課題の一つに、人的な支援体制の確保という、福祉専門職であるとかボランティアの話とかいう、その中、関係のある一つの課題として、初期対応の中での人的な支援体制というか、そういった役割分担も

含めた、改めて現状の課題をきちんと整理して、問題点を整理して、やはり、じゃあ現実的にどういう人的な対応がとれるのか、その辺の問題点の整理というのが必要だと思いますね。そういうこともちょっと頭に置きながら、今年度の全体の課題として考えてもらえればと思います。

委員

一つだけいいですか、今のことで。

特に、今言ってくれた「人的な支援体制の確保」の二つ目、「災害ボランティアセンター・外部人材派遣機関との連携体制」って、こうあるんですけど、大きい構えは。もっと小さな構えでいくと、今、学校におやじの会だとかPTAの保護者の会がいっぱいあるわけですよ。こういう若い世代の力を使うことを災害時のところに取り組んでいく提案もあっていいのかなと思ったものですから、発言させてもらいました。

以上です。

座長

はい。確かに東田小のおやじの会なんかは有名な、若手というか、保護者の中からそういった会がだんだん成長していると思うんですけれども、そういった会が各学校に、まあ全てではないですけど、小学校に結構ありますから、そういった、高齢者しか出てこないみたいな、そういうお話もありましたので、新しい若手というか、そういった世代の力も支援の中で活用していくという意味で、おやじの会、あるいはいろいろなグループに、少しこう、災害時にボランティア活動、あるいはこういった協力をしてもらえないだろうかみたいな情報提供というか、そういうことは必要だと思います。知らないから協力できないということもあると思うので、そこはぜひ、今、そういったご意見がありましたので、検討してもらえればと思います。

委員

すだちの里にいる障害のある方たちでは危険の認知が難しい人が多いので、日ごろから毎月職員と一緒に災害時は避難するという訓練をしているんですけども、今回、西日本のニュースなどを見ていると、避難勧告は届いているのにうちは大丈夫だろうとたかをくくって逃げおくれたという例が幾つもあったということを聞きまして。あと、逆に、過去の災害では、避難勧告が遅過ぎて避難がおくれたという例もあって、結局避難勧告が早ければ頻繁に避難勧告が出て、その信憑性が薄れて、うちは大丈夫だろうみたいな対応になってしまうというところがあるので、すごく難しいなと。効果的な避難勧告の出し方というのが一つ課題として、難しいけども検討していく必要があるのではないかと思いました。

座長

はい。ありがとうございます。

防災課長、そこはどうですかね。例えば、久我山は、この間8月13日に一部溢水したというふうに。私はいなかったんですが、8月13日に、特に豪雨というか大雨のときに、久我山の神田川のあたりで溢水したと聞いたんですけど。避難勧告が出たんですか、あのときは。

防災課長

あそこは、あのときは川があふれたという形ではなかったので、特に勧告というような形ではなかったんです。汚水が逆流するような形になっ

て、一部、駅なんかもかなり水が入ったというようなところも報道では聞いておりますし。ただ、特に避難勧告はあのときには出してはおりませんで、川が氾濫して、あふれそうな段階でどういうふうに判断していくかというところだと思いますので、そこは、こちらのほうでももちろん地域防災計画の中にどういうときに避難勧告といったものを出していくかとか、その辺のところも書かれているところなんですが、防災課の中でも、今後、避難勧告のマニュアルとかいうようなものもまず作成させていただきまして、その辺の基準を、今、地域防災計画にある以上に明確にしながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

座長

最近、私は地域で回っていて思うんですが、耳が遠い高齢者の方が結構いるんですね。で、単身で暮らしている方が多くて。耳が遠いということは、ピンポンを押しても聞こえないんですね。で、天井に、いわゆる高齢者住宅などは天井に、こう、サイレンが鳴るような、そういう設備もある高齢者住宅がある。それも聞こえないという、いわゆる耳が遠い方が結構多く単身で暮らしているという現状があって、耳の、まあ、障害者ということではないんですけど、耳の遠い、ほとんどもう耳が聞こえないような高齢者の方が地域で結構自立して生活しているという中で、さっきの情報の伝達とか危険の認知とか、そういうこともどうしたらいいのかということが、現場ではすごく問題になっているんですね。

よくサーチライトみたいなので、光で危険を知らせるとかそういうようなことも言われているんですけれども、区のほうでどういうふうに考えているのかわかりませんが、そういうことも問題があるということで、ちょっと認識しておいてもらえればなと。

実際、耳が聞こえないので、ピンポンを押しても出てこないから、極端に言うと死んでいるんじゃないかということで、私が一応責任者だったですから、都営住宅のドアを、警察官を呼んで関係者をみんな呼んで、ドアを壊して中に入ったら、元気でいたんです。でも、全く聞こえないんですね。幾ら、こう、ピンポンを押しても声をかけても聞こえない。もう死んでいるとばっかり思ったからやったんですけど、そういうことも実際ありましたので、ぜひ検討の中に入れてもらえればと思います。

いかがですか。

委員

そういう意味では、本当に高齢者は災害弱者というか、高齢になるだけで耳も遠くなるし足腰も弱くなるしというところでは、テレビの報道を見ていても、高齢者が逃げおくれてみたいなところが多く報道をされているかなというのが感想として、ここ最近の災害を見て思っています。

じゃあ、実際、自分たちが何ができるのかというところでは、本当に、 今、ケア24でも地域づくりみたいなところで、先ほども、何か地域のきず なで、地域のコミュニティがしっかりしていればいざというときにという ようなお話も出ているんですが、そこに何とか参加できる人はというとこ ろだと思うんですね。やっぱり、おっしゃっていたように、おひとり暮ら しの方がやっぱりたくさんいらっしゃって、足腰が弱くなると家から出な くなってみたいなところを考えると、そういう人にまで手が届くような支 援を本当に今後どういうふうにしていけばいいのかなと思いながら、今い ろんな話を伺っておりました。 以上です。

座長

はい。ありがとうございました。

じゃあ、次の議題の(2)とも関連する話がもう出ているんですけど、要配慮者の避難生活支援について、資料3に基づいて、ちょっと事務局から説明していただけますか。

事務局

では、資料3のほうの説明をさせていただきます。「要配慮者の避難生活の支援について」となっております。

第一部会の今年度の検討課題は、要配慮者の状態に応じた避難生活支援と在宅避難者への支援体制ということになっております。この2点を合わせて、要配慮者の避難生活支援として、災害時要配慮者の支援のための行動指針、この黄色い冊子のほうへ追記できるよう、検討を進めていきたいと思っております。

今お話しした指針なんですけども、最初は平成26年5月に策定されまして、その後、去年改定をして現在に至っております。本編では災害前の備えから災害が発生した場合について、要配慮者と一般区民の視点、震災救援所の視点、区の視点、それぞれの役割について記載されています。

ここに、今年度の検討課題も踏まえて、要配慮者の受入れから避難生活 支援、在宅避難支援の視点での項目を追加して、それぞれの役割について 示すこととしたいと思いまして、資料3にまとめました。

では、具体的に資料3のほうを、順を追って説明させていただきたいと思います。

まず、この資料3をつくるに当たりましては、区の救護支援部の活動マニュアル、昨年度まで連絡協議会のほうでもさまざまご検討いただいたものになっております。こちらを参考にしたり、防災課発行の、先ほど配付をしております「障がいのある人たちのための防災&支援ガイドブック」、あと、内閣府の「避難所運営ガイドライン」などを参考に作成させていただきました。

まず、1ページ目の、「5. 要配慮者の受入れ」について説明いたします。要配慮者を受け入れる場合の、要配慮者、震災救援所、区、それぞれの役割について記載をしております。

2ページ目のほうには、さまざまな障害がある方の支援の仕方について 記載をしました。こちらは、以前障害者団体連合会のほうからこういう小 さい冊子を配っていただいているんですけれども、こちらの冊子を参考に させていただきました。それぞれの障害の状況に応じて支援の仕方が異な りますので、そちらについて具体的な例を交えてわかりやすく記載してい るつもりです。また、障害のある方だけではなくて、妊産婦や乳幼児、外 国人についても触れている内容となっております。

続いて4ページの避難生活支援についてですが、主に健康面に重点を置いて記載しております。感染症の拡大を防ぐために、体調が悪い場合にはすぐに申し出るようにしていることや、体調を維持するためにもボランティアとして活動することが有効であると、そういったことも踏まえて記載をしております。また、福祉救援所などへの搬送の考え方を再掲しており

ます。

あと、昨年度の連絡協議会のほうでもまとめた医療依存度の高い配慮者への支援についても、こちらのほうに記載をしております。

最後に、在宅避難支援についてですが、こちらには在宅で避難する場合の基本的な行動について記載をしております。

説明が長くなりましたが、事務局からは以上になります。

座長

はい。ありがとうございました。

そうすると、この資料3の、今、特に具体的に少し説明していただいた ところは、今年度新しくなったということですか。

事務局

いえ、こちらの内容をご検討いただいて、黄色い冊子の最後のほうに追加をできるようにしていきたいと。この行動指針のほうを、また改めてボリュームを持たせるような形に検討を進めていきたいと思っております。

座長

そういう説明なんですけど、ちょっと、今の説明をお聞きになって、何 かご意見ありますでしょうか。

事務局

あと、すみません。先ほどから大阪の地震の話であったりというところが出ているので、私のほうから報道発表資料のほうを少し話をさせていただきたいんですけれども。

大阪の地震のときに要配慮者の名簿で安否確認を行えたという自治体が、3日間で全部が終わったという自治体がある一方で、3日かかってやっと取り組むことができるようになったという自治体がありました。

これは、報道、新聞で知っているところだけなんですけれども、やはり、それはきっと被害の規模にもよるところなんですが、では、ふだんからの取り組みの中ではどうだったのかなというところで、すごく私としては危機感を覚えたところがあります。その辺も踏まえて、今後、震災救援所のほうにも、私たちのほうからアナウンスがうまく届くようにやっていきたいと思っております。

すみません、先ほどそういった話が出ていましたので補足をさせていただきました。

座長

私の感想では、杉並区の検討というのは、もう、いわば全国レベルでもトップクラスに進んでいると思うんですね。いろんな多方面にわたって。

ただ、それが、いざというときに、何ていうか、絵に描いた餅にならないように、ちゃんと本当に、本当にできるのかということですよね。もう、いろんな角度からいろんなマニュアルも整備されてきたし、それから、きょう、こういう今後の課題の中で説明があるように、今後の具体的な検討課題も何年か前からの延長で、着実に進歩しているというか、なっていると思う。格段にね。そういうふうになってはいるんですが、それが現実に、じゃあいざというときに応用、活用できるんだろうかという、そこがやっぱり、若干心配なところなんですね。

そのために、この秋口から、皆さんの震災救援所で訓練が行われるだろうと思うんですけど、ことしは特に大阪の地震や西日本の豪雨などの被災

者の生活支援あるいは避難というようなところで、まあ、杉並区ではあんまり豪雨というのは考えられないのかもしれないけれども、こういう直下型の地震が仮に起きた場合、月曜日の朝の7時58分に起きたとしたときに、この震災救援所の連絡会の立ち上げとか、これがどうなるのかという、その辺のシミュレーションというか想像力を働かせて、実際その場合に、どういう、今いろいろ課題に挙げられているような対応ができるだろうかというようなこともちょっと念頭に置きながら訓練をしていただければなというふうに、私は、特にことし思いますね。

ということで、事務局の説明がいろいろあったんですけども、いかがでしょうか。

委員

前から申し上げて――ちょっとしつこいようですけれども、例えばこれ、「妊産婦、母子、乳幼児への支援」ってありますよね。それが、やはり、そういうお子さんたちの環境にやっぱり難しいということで、「第二次救援所へ案内します」となっています。それで、私どもの救援所から考えますと、恐らく阿佐谷区民センターかセシオンかになるかと思うんですけれども、実は三、四分のところに児童館がありまして、それは子供の施設ですので、そこでしたら本当に三、四分ですので、また部屋も幾つかありますし、畳の部屋もありますし、遊戯室もあって、遊具もあって図書館もあって、恐らくそういうところで避難されたほうが、お母さんたちの、すごく気持ち的に楽になると思うんです。家の近くでもありますし、どうして児童館が活用できないかなというのがちょっとありまして。

実際に3.11のときも学童のお母さんがなかなか帰ってこれなくて、11時まで職員の方がずっと看ていたということもありますし、震災救援所連絡員の中に児童館の職員も入っているんですね。ですから、何かうまく活用できないかなというのがまず一つあります。

それから、外国人の方なんですけれども、やっぱり3日間くらいの本当にごった返しているときに、もちろん地域の中で語学堪能の方をこれからリストアップしていくんですけれども、やっぱりそういう方たちも、こう、1カ所に――1回は近くの震災救援所へ行きますけれども、その後、例えばうちのあたりですと、環七のところに光塩という私立の女学校、ミッションスクールがあるんですね。ああいうところに、例えばまとめて外国の方を対応できるようなことになると、震災救援所のほうもちょっと助かりますし、また、実際に外国の方もそこにいろいろ、同じ国の人が集まったりして、コミュニケーションがとれていいかなというのがあります。

それから、もう一つは福祉救援所なんですけれども、例えば24カ所ありますけれども、今登録者の中で、恐らく福祉救援所の対象に何人くらいなるのかなという、そういう把握はされているんでしょうか。それから、例えば、もちろん救援本部隊に連絡をとって、そこから指示があって搬送することになると思うんですけれども、行ってみたらだめだったとか、要するにたらい回しになるようなことはないのかどうか、ちょっとそういうのは心配しております。

以上です。

座長

はい。今幾つか質問なり意見なりあったんですけど、まずは児童館の活

用みたいな、そういう可能性というのはどうなんですかね。
どなたか。

防災課長

じゃあ、防災課長のほうから。今現在は、児童館に行くような形にはたしかなっていないというようなことで、今、区のほうでも、震災救援所のほうに避難していただいて、二次救援所、福祉救援所というようなところで避難していただくというような、そういうところを考えているところで、児童館に、そこをまた救援所みたいな形にするということでは、今のところないので、ここは、やっぱり、人の問題とか、その辺もちょっとございまして、やはりどこにどういうふうな人を配置しながら、区民の皆さんの安全・安心を守るかというようなところの中では、現状ではそういう形にはちょっとなっていないというような状況でございますので、ちょっと、これからどういうふうにできるかというところはありますけども、現状では、申しわけないですけどそういう状況でございます。

委員

「人」というのは、そこに詰める連絡員の、大人の体制ということですよね。

防災課長

そうでございます。はい。

委員

ですよね。で、もしオーケーであれば、それなりの体制づくりを私たちは考えられると思うんです。それで、そういうところに同じ境遇のお母さんたちが、若いお母さんたちが集まったら、またいろいろ、もしかしたら私たちもいい活動ができることを私は期待しています。ですから、ぜひ、その辺をちょっと検討していただきたいなと思います。お母さんたち、若い方はやりますよ。

座長

そういうご意見ですので、ひとつ検討していただければと思います。 それから、外国人への支援というか、そこの中で、1カ所に、前もそう いうようなことをおっしゃっていたけど、そういったご意見もありまし た。

特に、区のほうで、外国人の対応として、具体的にどうこうというのは ありますか、今考えている内容で。

登録人口の中では、やっぱり中国人、在日韓国人が多いわけですよね。 アメリカ人とか英米関係の人は、どちらかというと、まあ昔よりは多いかもしれないけど、やっぱり圧倒的に中国人が多いですよね。

防災課長

そうです。中国の方とか、東南アジア系の方が多いというふうに、は い、認識していますが。

座長

だから、それは確かに言葉の問題もあるし、いろいろ偏見もあるし。まあ、差別とは言わないけど、いろいろな問題がありますので、そういう中で、災害が起きた場合には、一連托生で、運命共同体ですからね、もう。だから、そういう中で、外国人でもボランティアで日本人を助けたいという人も必ずいますのでね。そういったボランティア精神にあふれた人たち

もいるわけで、必ずしもいつも助けられる存在ということではないと思うのでね。日本語も達者な人たちがいますから、まあ、それはひとつ検討していただきたいのと。

また、今のお話だと、福祉救援所の登録人数という話がありましたけど、これ、登録人数というんですか、あれは。登録人数それから救援本体との、何というか調整というか関係みたいな話が出ていましたけども。

事務局

今、委員のほうから質問のありました要配慮者の中でどれぐらいの方が 避難するかというところなんですけれども、要配慮者とまたたすけあいに 登録している方というところなんですが、やはり具体的に被害の想定を見 ないと、実際の避難の数というのは、やっぱり実際は難しいと思います。 ただ、それを想定するように、今後、多分防災課と協力をしてやっていか なければいけないというふうには思っています。

あと、基本的には自宅避難というのが、自宅が大丈夫であれば自宅に避難するということが原則になってくると思いますので、その中で震災救援所にどれだけ避難をしてくるかというところは、すみません、具体的な数値として、今示せるものがございません。

また、福祉救援所のほうなんですけれども、福祉救援所は今24カ所あって、ちょっと施設によって収容できる人数というのは少し変わってくるのですが、もし福祉救援所として立ち上げられるようになれば、基本的には15名分の物資について、福祉救援所のほうに置いております。ただ、これも、福祉救援所が福祉救援所としてできますということを言っていただかないと、そちらのほうに人を搬送するということができませんので、その開設状況であったり、置ける人の数というのをしっかり救援本体のほうで、あと本部のほうで把握して、震災救援所としっかり連絡をとって、たらい回しになるようなことがないように、労力も無駄になってしまいますし、そういったことにならないように連絡体制をちゃんととっていくというふうに、今しているところです。

座長

私の勤めている浴風会は福祉救援所なんですが、高齢者の施設がメーンですよね。で、高齢者の施設がメーンなので、高齢者の関係の介護であるとか、あるいは看護であるとか、そういった対応はまあ十分できるだろうと思うんですけども、例えば障害者の方が来た場合、知的障害者あるいは身体障害者、精神障害者の方たちが、もし仮に避難ということで来た場合に、対応できる人がいるかというと、いないですよね。

だから、今、結構全国的になんですけども、課題というか検討されているのは、社会福祉法人のネットワークの中で、災害時にお互いに協力するような、そういう仕組みができないだろうかと。杉並区内にも、四十何カ所、社会福祉法人があるんですね、杉並区の中で活躍している。もちろん児童福祉もあれば障害者福祉もあれば高齢者福祉もあるという、それぞれの法人が得意な分野というか専門の分野があって、浴風会は高齢者がメーンなわけですけど、障害者についての対応の仕方についてはなかなか難しいとすれば、近くにやはり障害者の分野の社会福祉法人が、立派な法人が幾つかありますから、そういったところと連携をしながら、そちらの社会福祉法人、障害者の施設ではなかなか難しくても、浴風会に来れば、それ

なりの対応はできるけども、要するに人的なマンパワーがない。だから、 そちらの社会福祉法人の障害者の分野でのベテランの方が、まあ仮に応援 に来てくれれば、それでもある程度は対応できるみたいな、そういう社会 福祉法人同士の災害時の協力関係みたいなことは、今、杉並社協でも課題 の一つとして検討している状況なんですけど。今後、具体的にどうこうと いうことはないんですけど、検討の課題になっているということです。

## 保健福祉部管理課長

ちょっとよろしいですか。この間、福祉救援所のほうでは、当初のころは入所系の施設、特養ですとかすだちの里とか、そういうところしか協定を結んでいなかったんですね。いわば救援所のかわりなので、やっぱり寝泊まりということを考えると、ある程度そういったものじゃないと厳しいだろうということだったんです。

最近の考え方としては、やはり障害者の方については、慣れた施設のほうが過ごしやすい部分もあるだろうということで、入所系ではなくて通所系の施設を、今、福祉救援所としてやっています。そこは、入所系と違って、設備は余り少なかったとしても、やっぱり精神的な安定とかということを考えると慣れているほうがいいのかなというところで、そこを順次増やしていくと。今、そういう状況です。

座長

はい。ありがとうございました。ほかに何か質問、ご意見、いかがでしょうか。

委員

私たちの井荻中学校の震災救援所は、中学生1年生なんですけど、全員に参加していただいて、AEDの使い方とかをやっているんですけど、ほかの救援所はどういう形でやられているんでしょうかね。

座長

どなたか。どうぞ、どうぞ。

委員

一つ。情報をつかんでいる部分だけ。

ほとんど防災訓練と等しい訓練をしておるものが大半だと思います。

委員

はい。中学生の方も参加しているわけ。

委員

ええ、含めて。震災救援所としての訓練は数少ない。防災訓練としてやっている部分が多いというふうに、私、承っております。難しいんです、これ。

座長

区の中学生レスキュー隊みたいなのが各学校にあったような――記憶が あれですけど。今はどうなっているのかな。

レスキュー隊と震災救援所の連携、協力みたいなのは、実際にはやっていないですか。

防災課長

レスキュー隊が出ている、訓練の中に出てきているということもあるということは聞いてはおりますけども。今の訓練の内容ですけども、私も何度か訓練のほうに行かせていただいたんですけども、やっぱり学校で子

供、児童・生徒と一緒になって訓練をやっているというケースもありますし、その立ち上げ訓練だけという形でやっているところもあるというふうには聞いております。やっぱり、これは、それを分けてやっているところとか合わせてやっているところとか、さまざまなところがあるというふうには聞いておりますんですが、そこは各震災救援所のほうのお考えというのはあると思いますので、そこは、できるだけ区としても立ち上げ訓練を重視してやってくださいということは申し上げてはいますけども、ただ、絶対そうじゃなくちゃいけないということではございませんし、それぞれの学校の状況によって、やっていただいているというふうに認識しております。

座長

私は富士見丘中学校の学校運営協議会の委員なんですね。で、富士見丘中学校は、校長先生の考え方というか、基本的な、災害時も含めた地域との連携ということを非常に重視している学校で、多分この震災救援所の訓練にも自分の中学校の、まあレスキュー隊もあるんですけど、中学生をできるだけ参加させると。そういった震災救援所の運営の中で何か中学生ができることがあれば、率先してというか積極的にそれを協力していくというような方針で臨んでいるというふうに聞いています。

実際にどうやっているのか、ちょっと私も見てはいないんですけど、校 長先生の考え方というか、校長先生の方針というか、そういうこともある のかもしれないですね。

保健福祉部管理課 長 記憶なんですけども、たしか中学校では、普通救命講習って取らせたと思います、全校で。そのカリキュラムの一環で。1年生か2年生かは、ちょっとそこは忘れたんですけどもやっているので、当時やっていた経過があったので、今でも続いているとしたらそれをやっているはずかなというふうに思いますけども。そうすると、やっぱり全校生徒は、1回はやっていると思います。

委員

私は荻窪消防署のお手伝いにずっと行っているんですが、中学生に対しては、全員やっているんですよね。さっき言われたような、1年生というんじゃなくて、中学校は卒業前に、2年生もやることはあるんですけど、卒業前に大体集中してやるんです、全員。だから、井荻中学も3年生がやったことが、私、手伝いに行ったことがありますし、1年生がやるというのは今初めて聞いたんです。

で、中学生のレスキューは、各中学校10名ぐらいですかね、10名ぐらいを募って、年1回、そこの、隣の阿佐ヶ谷中学校で全部集まって。ただ、個別に中学校へ帰ってそういう活動をしているかどうかは私は知りませんけれども、全体でやっているのは、年1回、ここで。2回かな、阿佐ヶ谷中学校でやっています。教育長が来てですね。で、やっぱり消防署員と我々ボランティアと一緒に入って、その活動をやっています。

座長

ああ、なるほど。

確かに中学生でも、やっぱり13、14、15歳ぐらいの子供でもできるということは――もちろん危険なことは難しいとしても、かなり可能性として

はできることだよね。

委員

でも、今私が話したのは普通救命講習ですから、特にAEDに特化したところの講習なんです。

委員

井荻中の場合は、震災救援所訓練の中に中学1年生全員が入ってもらって。はい。それで、やはり1年生のほうが素直にやってくれるんですね。 2年生、3年生になってくると、ちょっとだらけてしまったりするので、1年生からやっていこうという形で参加していただいています。

それで、やはり高齢者が高齢者を助けるのではなくて、若い人たちにそういう形で助けてもらえたらいいなという形で、1年生全員に授業の一環としてやってもらっています。はい。

座長

それは土曜日ですよね。

委員

土曜日です。はい。

座長

はい、わかりました。

ほかに、何かご意見、また、区の説明に対するご質問など、いかがでしょうか。

委員

私たちは小学校ですから中学生はいないんですけど、中学生って、例えば震災救援所連絡員の高齢者よりは、よっぽどいい戦力になると思いますよね。ぜひぜひ、震災救援所訓練の中に、防災教育というか組み込まれていけたらいいですよね。と思います。

座長

そうですね。

ちょっと話題がかわって、例えば認知症の方に対するサポートということを杉並区の教育委員会も力を入れ始めて、今年度は小学生を対象に認知症サポーターの講座を、全ての学校じゃないですよ、でもやるようになったんですね。ケア24のような職員が行って、いろいろ対応しているんですけれども、小学生でもできることはできますよね。もう、いろんな可能性があると思うんですけど。

で、なぜ小学生かといったら、杉並区は、私立や国立の中学校を目指して中学受験するお子さんが多いということで、なかなか公立の中学生をみんな対象にしようとしても、なかなかフォローし切れない子供たちもいるので、小学生を対象に全ての子供たちに認知症に対するある程度理解の情報が行き渡るようにということで、そういうことを取り組むように、今年度からね、そういうことをしているというんだけど、私はそういうふうには――まあ、国立、私立の学校にいようと、やっぱり中学生は地域の中で暮らしているわけだから。何らかの情報ネットワークをうまく活用して、その地域に住んでいる、もちろん公立の中学校に行っていなくても、中学生ぐらいの子供たちに、そういう人助けというかな、そういった災害時の協力、応援みたいなことは計画していってもいいんじゃないかなというふうに私は思いますね。やはり地域の中でどういうふうに子供が育っていく

かということに、そういった課題を考えていくと、大人の人たちと一緒に 支え合うとか助け合うって、これ、大事なことだと思うんですよね、そう いう子供たちを育てるというのは。あの子は国立へ行っているからとか私 立へ行っているから杉並区は関係ないよみたいなね、それは私は間違いだ と思いますね。そういったことではなくて、全ての地域の子供たちに、大 人と一緒に、もう災害のときはみんなで助け合うんだということを教育し ていかなきゃいけない。そこは、教育委員会の人は誰もいないけど、大事 なことだと思うので、ぜひ、強調しておきたいと思いますね。

何かいかがでしょうか。何かご意見があれば。

(なし)

座長

それでは、ちょっと、いろいろ説明を受けましたけど、事務局のほうから今後のことも含めて、今出た要望とか、そういったことについては検討していただきたいと思いますが、その他ということで何かありますか。

事務局

はい。今、座長のほうからお話がありました、今回いろいろご意見いただいた中で、他の課と協力というか調整して形にできるものについては、掲載をしていきたいと思います。そこの整理についてはしっかりやりたいと思います。

その他については、特に事務局のほうからはございませんので。

事務局

きのう二部会のほうを実施したんですけれども、その中で障害者連合会の高橋会長のほうから、こういったものも出ているのでぜひ参考にしていただきたいということで今回印刷をして、お配りしております。また、今回、資料3をつくる中でもこちらの資料を参考にしておりますので、今回皆様のほうに配付させていただきました。

この冊子なんですけども、防災課のほうにもう在庫がなくて、今回、印刷したものになっておりますので、場合によってはそちらのほうをまたコピーして使っていただければと思います。

座長

はい。ありがとうございました。 皆さんから、最後に何かご意見なり要望なりありますでしょうか。 次回は1月とおっしゃいましたか。

事務局

はい。例年であれば1月の予定です。

座長

1月だよね。ちょっと、間があくので、その間に何かきょうのこの部会でいろいろ出てきた課題あるいは検討してほしいというようなことについて事務局のほうでこういうふうに考えていますというようなことを――うーん、そうですね、何かこう整理して情報提供してもらえれば、忘れないで次回も議題にスムーズに入れるかなと。まあ、いろいろ意見が出ましたのでね。

これ、議事録はどうしているんでしたっけ。

事務局 議事録は、本日、速記の方がいらっしゃっていますけども、議事録を作

成して公開しております。

座長 あ、公開するということはどのぐらいの、例えば10月ぐらい、2カ月後

ぐらいに公開になるんですか。

事務局 そうですね。議事録については、委員名を伏せた状態で、恐らく10月ご

ろにホームページ上で公開できるかと思います。

座長 ホームページで見れるということですよね。

そのころホームページで公開していますということもあわせて、この間 いただいた意見については改めて区のほうでこういうふうに整理していま すとか、あるいは考えていますとか、そういうような情報提供していただ けると、次回、また議論をする上で非常にスムーズにいくのかなというふ

うに思いますので、フォローをよろしくお願いしたいと思います。

事務局はい、わかりました。

座長はい。

それでは、きょうの第一部会については、皆さんからいろいろご意見、 要望も含めて出していただきましたので、今後、本当に、大阪の地震の例 を何度も申し上げますけども、そういうことがいつ起きるかわからないと いう中で我々暮らしているわけですから、特にこの秋は震災救援所の訓練 があちこちで、各地で行われると思いますので、そこにいろんな形で、私 も含めて参加する。で、そういう中で、また見聞したこと、また疑問に思 ったことなどを、次回はまた議題の中でぜひ出していただければというふ うに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。どうも、お疲れさまでした。